

神宮教立教大意述義

254

014171-000-4

特56-254

神宮教立教大意述義

田中 賴庸／撰

M26

ABB-0469



# 神宮教立教大意述義

神宮教管長田中頼庸撰

神宮教廣島本部長藤井稜威述



惟神旨



この惟神旨三章は、田中管長の撰定にて、本教創立の時に、教旨と其筋に差出されしものなり、趣旨三章にて盡せり、惟神とは、  
誠、隨神道而亦自有神道也、と皇典に見えたる如くにて、この道は至正至美、至簡至易にして、入易く、従ひ易く、之を施して世に益あり、之を行ひて害あるを見ず、故に我惟神の道は、造化の元首より起り、大元の始めより、萬世の後れ至るまで、嘗て一日も汚隆ある

ことなし、第一章、第二章は本教の經にして、第三章は其緯あり、我が惟神の教導に職を奉するものは、宜しく第一章、第二章を、詳明に解得して、第三章の神理を講究すべし、我威第一章、第二章の趣旨を明よせんとして、造化、幽顯、修理固成、皇國々體の四說を著し、第三章の趣意を詳ふせんとして、修祓、鎮魂、主宰分掌、神魂歸天の四神理を述ぶ、以て本編の附錄とす、總て神典、皇史によりて、説をなす處にして、一も私意を交ふるものなし、讀者之を神典、皇史に徴し、之を天賦の靈性ふ照す時へ、ぞじめて其説の確實にして、其教の尊ぶべきを、知るに至るべし。

## 天祖天之御中主神、大元の初より、天地日月を鎔造し、神人萬物を化育し給ひし、其產靈の神德を講明す。

天之御中主神、皇產靈神の御神德を、まつこゝに略述すべし、其は古事記序に、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、然乾坤初分、參神作<sub>カミ</sub>造化之首<sub>カミ</sub>といひ、正文に天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也とあり、また日本紀に、高天原所生神、名曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神產靈尊、とあるによれば、天之御中主神と、高皇產靈、神產靈の二神、等しく造化の元首<sub>カミ</sub>とて、同德にませるが如し、然れども其差別あることは、古語拾遺の一本、及び神皇正統紀に、高皇產靈神、神產靈神<sub>カミ</sub>、天之御中主神の御子と傳へたり、之を古事記、日本紀に徴するに、其いはれあり、いかにとなれば、紀記二典をはじめ、古書ともに、高皇產靈神、神產靈神の御言行を、かゝけたり、二柱の神ともに、隱身の神にませば、御形をあらはし、御言とひ

等のありしは、雄略天皇の御代に、葛木の一言主神の、あらはれまじゝ類ひ、またかの住吉の現人神の如きさまにて、尋常のことにあることなり、この事につきては、別に委しき考へあり、されど故あることなり、この事につきては、別に委しき考へあり、されどたゞひ分靈にませるにもせよ、別ある由あるにもせよ、既に御言およひ御所業あり、これ天之御中主神と、いさく異なませるが故あり、次に云ふ旨をよく考へ合すべし、天之御中主神に至りては、一の御言語、およひ御行跡のかくありしと、世に傳ふることなし、たゞ造化の元首とますことを知るのみなり、これニ柱の神と甚く異にまじて、人の言語を以て、世に傳ふへき御言行のますに、あらざる故あるべし、何事も後の世人の、かにかくと言ひといひ、思ひと思ふ百千のとを、幾百千積むとも、天之御中主神の御神徳を、

解き得るとを得ざるものとあるへし、故に古代より朝廷におきて、四時の祭祀を執り、神社を建て恩頼をこひ、報賽の道を盡し給ふ神さらり、あまたましませども、此神のことは、預り給へると聞らず、されば造化の元首は、天御中主神にまして、高皇產靈、神產靈神の神は、其御神徳を贊けて、天地、日月、神人、萬物を鎔造し給ひしものなり、其證とすへきは、日本紀に、高皇產靈尊、有預鎔造天地之功と、見ゆたるにてもあるへし、惟ふに天御中主神は、幽中の幽にして、すべて天地、日月を創造成作し給ふ神にまじ、現にあらはれたる御事業に至りては、高皇產靈、神產靈神の御しきとなり、そは鎮魂祭よ、産靈神を祀り、中古の歌に君とはむそぶの神ぞうらめこき、つれなき人をなにつくりけん、また心さへむすぶの神の作りけん、とくるけしきもみえぬ君かな、あと、云ひて、現にあら

はれたることは、みな産靈神の御神徳とせり、神典に、其御言行を傳へさせ給へるも、さる故あるが爲あり、又天御中主神と、産靈神と、幽顯の差別ありとすることは、伊弉諾尊、伊弉冉尊の高天原より上りて、命をこひ給る天神は、正しく産靈神にませるに、天神まさ太占にトべて云々とのり給へり、これ産靈神のうへにも、なほ幽に仰き給ふことありと、思ひはからるゝが故なり、其他天之御中主神と、産靈神との御上の差別を云出れば、なほ盡すへくもあらされど、上の件の趣にて、其餘もおしてさどるへし、三神造化之元首とあるは、固より大凡の御神徳を、述たるものにして、それを委しくする時へ、こゝに云るか如くある故に、この惟神旨の本文に、偏へよ天御中主神にかけて、述べられたるものなり、大元の初めの如きは、無名無爲の古にて、後世これを知るに由なら、然れども我皇朝にハ、辱あくも太素の查冥ある本教を傳へ、天照大御神の御神徳によりて、之を皇統と俱よ無終よ至らしめ給ふ故に、正しき神傳を知ることを得たり、外國人が推測を以て、天地の初めを語るものゝ比にあらす、仰くべし尊ぶへし、天地日月を鎔造し、神人萬物を化育し給ひしと云へ、天御中主神は原質を創生化造し、產靈神は萬物を鎔造化育し給へることを、かく文を對して成せるなり、さればいか本教に從事するもの、まつ造化の神徳の廣大ある旨を講明すべし、これより次々造化の功效を説明せんとす、上件に述る如く、天神の萬物を造化し、各其さまに從ひて、之か位置を與へ給へは、神人、萬物其大小、尊卑の差を生じ、各其分に適する所の權力を、有することを得るに至る、各自其有する所の力の及ふ限りを稱して、之を顯といふ、其力の及ばざる所を名つ

けて、之を幽といふ、各其位置を定め、其權力を有す、こゝにおきてはじめて、幽顯其界を異にせり、小と卑へ以て、大と尊を測るへからず、終に見るへからず聞へからざるに至る、これ其界の区かるゝ初めなり、人は必ず神界のことを見ることが能へず、幽顯の差あるか爲なり、然れども神界に至りては、神たちとな御言あり、御行ひあり、彼とは是と相通すべし、固より神と神との上にては、共ふ顯あること、火を見るよりも明らかし、然れども猶一層深き所にいまず、造化の神の御上より對しては、直に御言をひをなし給ふことなく、また御所行を俱にし給ふことなし、幽顯の差あること、今の世吾人か祖先の靈に對するが如し、此は古事記より、隱身の神を受けたるを以て、思ひ半に過んじ、既に幽顯分界す、造化の神たちと、後に生ませる神と、御所業を異にす、こゝにおきて、神人其現世の事業、定まらざるへからず、古事記に、天神詔命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、また日本紀に、天神謂伊奘諾尊、伊奘冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往脩之、迺賜天瓊杵、とありて、天神の命以て、二柱神に修理固成の任を授け給へり、よりて所謂漂蕩る所のものを、修理固成し給へり、こゝに多陀用幣流之國とあれど、たゞ國土經營の一事のみにあらず、其證とすべきは、二柱の神の御所行これあり、まつ國土を經營し、天地の主とますへき、貴の御子をそしめ、海川、山野、草木、水火、風土の諸神、およひ萬物を生給ひ、衣食住の道もこゝに開くるに至る、君臣父子の倫理も、こゝにあらはるゝに至る、經世の大訓はしめて明なり、人の職業はじめて起れり、これを約する時は、漂蕩の物を、修理固成を外なし、後世の神人、みな

大祖の神のうゝふり給へる、神勅をつぐものなり、上下各其職とする所のもの、修理固成の任、既に具はれり、こゝにおきて天照大御神、高天原よまして、天地の間に照臨し、造化の功を集めて、神人、萬物を主宰し給ふ、恰も造化の功に等しいかにとなれり、造化の功は、幽中にありて、神人之を見ること能はず、主宰の神徳は顯よじて、萬物之に浴す、こゝに天照大御神の命以て、齋鏡、寶祚二大神勅を垂れて、皇孫尊を葦原中國の顯事に、君臨せしめ給ひ、土農工商の職もこゝに定れる事と、神典に明なり、次の章にて之を明らかべし。

### 皇祖高皇產靈神、天照大御神の、皇孫に神器を授けて、天宗一系の基を開き給ひ、斯民を治め給ひし、本教の原由を詳悉す、

此章へ前章につゞけて、之を心得べし、初め天神(則ち產靈神をいふ)の御言以て、伊奘諾、伊奘冉尊に、修理固成の任を負せ給ひ、則ち二柱神、大八島國、山川草木の神たちと生みましき、こゝに共に議りて、天地の主たるべき神を、生さらめやと宣ひて、天照大御神を生ましけり、故天照大御神、高天原よまして、葦原の千五百秋の瑞穂國は、我か御子の次々、君とますべき國なり、爾皇孫尊就して治すべし、さきくましませ、寶祚の隆むこと、天壤の共無窮なるべしと宣給ひて、寶鏡則ち八咫鏡、および天叢雲劍、八坂瓊杵玉を賜ひ、天の下の政事白し給ふ儀式、則神を祭り、民を治むる道を授け、八百萬神を屬け給ひ、穀物を初め、御水に至るまで、經世の用一として殘る處なく、依し給ひて、皇孫尊を天降し給へり、產靈神もこの時のことゝも、くさぐ輔け給へり、但し幽にかゝれる事と、

産靈神の御依により、顯にりゝれることへ、天照大御神の依し給

へり、古事記、古語拾遺ハ之を、合せ記されたれど、日本紀によれば、其こと明るに分れたり、されば我天宗一系の基を開き、君臣の名分を定め、國政の規律を制し給へるは、天之御中主神の神徳によるところ、云まくも更に、産靈神の詔より、伊奘諾尊の定め給ひ、天照大御神の之を制て、以て皇孫尊に授け、諸神に令して、之を傳へ給るものなり、齋鏡、寶祚の二大嚴勅、則ち之なり、萬世ふ亘りて徵あり、何れの人か之を爭ふことを得ん、實に我君臣の道の如きは、國土と共に萬古不易なれば、海外各國とは、大に異なる所なり、君臣の名分うくの如し、大義の重きこと、又海外各國と同日に語るへからず、國政の規律に至りて、亦彼の其權利を保護せんが爲に、之を組織し、或は人智の推測になれる物の比にあらず、神代より今に至るまで、君臣の名分正しく、上下修理固成の天職に安んずるもの、これ其証にて、固より區々の論を待ざるなり、海外の政治論者、我神典に則ることを得ずして、経歴を積み、其實地に適するものを撰で、以て説を立んとす、世襲の君をおくを、可とするが如きもの、殆實理に近きに至る、當れること渺うらすと雖、或は其時勢の急なるに、よれる等ありて、萬古不易の法を制するとを得ず、人智限あるか故に、尙履を隔て、痒をかくが如きものあきに非ず、造化の妙を犯さんとするも、決して能はざるものなり、これ幽顯の分、本末の理あるが爲なり、この條の意を擴張し、以て皇國臣民の本分を盡さずんばあるべからず、固より己の身體は、獨己のものにあらず、祖先の身體なり、祖先神靈、恭しく皇祖の詔を以て、天皇を保護し奉る職を奉じ、以て遺體に及ぶ彼がた、一時君

臣の義を結びて、其恩に報ゆといふ比にあらず、人或は己を潔く  
し、或は名を惜みて、國に報するを美事とす、外國にては或は可ならん、我國家にては何ぞ、一身の美事のとすべけんや、いかにとなれば、祖先より此身に及び、子孫に至るまで、皇室に盡すべき、大義名分既に定まれり、天皇に臣事し、國民の義務を盡ら、忠誠を勵み、天上の儀式に習ひて、人倫の修むべき道に従ふ、これ一身の志操を立るのみにあらず、祖先に代り、子孫に先立ちて、勤むべき本分なり、もし一度この本分を誤る時は、皇祖皇靈の罪人たるは云を待ず、祖先れ不孝、子孫に不慈之より大なるはなし、本教の大經この二章を以て盡す、宜しく三章の神理を窮究し、之が緯を修めて、幽顯兩界よ亘りて、少かも恥ることなきに至らしめんことを勤むべし、

人をして、大倫を修めしむるに、惟神の大道を以てし、幽顯の神理を究窮して、其安神を遂げしむ、是その大旨あり、

教の言たる愛アシテ、ハは其活辭にて、之を施す義なり、天神深く念を人ヒトおき給ふこれ教のよりて起る所なり、天神人に賦するに、至誠の性を以てす、人天性に隨ひて、其誠實無妄の心を以て、神に對する時は、則敬ハシメテ、君に對する時は、則忠ハシメテ、祖ヒトに對する時は、則孝となる、この心の誠實無妄なるもの、則惟神の大道と同一にして、一は天神の賦して以て、其身に備へしめ給へるものなり、一は天神の賦して以て、其身に備へしめ給へるものなり、固より一にして、二にあらざるあり、孝德天皇紀の詔に、惟神我子應治シラスベシ故寄ゴトヤハ是以與天地之初、君臨之國也、また隨天神之所奉ハシメテ寄方今始將

修萬國とありて、天神の寄し給へるまゝの道、則神隨の道なり、わが神宮教に講明する所のものは、上に説る如く、造化の神徳を明にし、天照大御神の齋鏡、寶祚の神勅を奉じ、幽顯の神理を究窮せしむる所なれば、之を惟神の教旨とす、かの外國人が其時勢に應じ、其時弊を矯め、一時の急を救はん爲に、作爲せる宗教の如きは、萬世に亘りて行へるべきものに非ず、由て起る所人智の私に出たるを以てなり、故に大倫を修むること能はざるもの、彼の教祖らより教師、教徒に至るまで、ミ然り、或はたまゝ倫理を修むることの、正しきを得たる者あらん、是其教理のよく之を薰陶せしに非ず、天性の未たかの教理に溺れず、深くこれに感染せざるが爲なり、彼か教法の制より之を論ずる時は、彼が教師も破戒の名を免かれざるもの、最多きは他なら、人智の推測を以て、一時の

急を救はんとする爲に、天神の賦し給へる靈性に、悖れるが故なり、各國風俗を異にし、或は世々の習慣ありて、其末節の如きは、悉く論ずるに遑あらずと雖、人性の正しく、其善良なる者は、海外宗教者の説く所に反せり、故に彼が教を以て、之を養成せんとするは、則其靈性を害ふなり、我國に儒佛の教、侵入してより、大に淳良なる風を破り、よりて大倫を紊るもの勘からず、宜しく鑑みて以て、惟神の大道によらしめずんはあるべからず、これ本教を説明するものゝ殊によく辨ふべき所なり、こゝにおきて幽顯の神理を究窮せしむる時は、人各其信頼する旨を悟り、適從する所を知て、大よ其效を奏すべし、抑幽顯の神理を究めんとせば、先修祓の理より入て、鎮魂に及ぶべし、人其私權の末節に進み、忠誠の本分を盡すに意なき時は、所行道に悖り、世を害するよ至る、天神の至

愛、なほ之を見直し聞直し給ふと雖、其所行止さる時は、其惡しきを忌給ふに至る、益々甚しきに至れば、終に之が爲に怒りを發し給ふ、然らば何ぞ其身に幸福を得て、人道を盡すことを得べけんや、然れども祓の神理に通せざる時は、私情に溺れて、之を曉るてと能はせじて、近くは一世の奸惡、遠くは萬世の逆賊となるに至る、恐れざるべからき、これ皇孫尊の天降りませる時に、天津宮事を以て、修祓の法を授け給ひ、萬世に傳へ給へる所以なり、既に心裏の穢惡と祓ひ、幽罪を清めて、天神の冥助を蒙るとを得、鎮魂の理を講じて、身體を安全ならしめざるべからき、天神の人々賦する靈性の活用は、甚た廣くして、神典に傳ふるもの、荒魂、和魂、幸魂、奇魂あり、この四ツの魂の外に、今一の魂の名を傳へたれど、故ありてこゝには云はず、別に記せるものあり、各無限の能力を有し、身

體を保護す、然きとも之を偏にする時は、他の活は離遊して、或はなきに垂んとするに至る、假令は荒魂のミ進むときは、調理の力に乏しく、和魂のミ進む時、決斷の力すくなく、幸魂のミ進むときは、義氣に富まず、奇魂のミ進むときは、現世を疎んずるが如し、故は中府に鎮めて、其活用を全からしめざるべからき、これ、鎮魂祭式を、皇室に傳へさせ給へる所以なり、既に鎮魂の神理に通じて、之が具足安全を得、こゝにおきて、主宰の功德を分掌し、之は奉事する神理を解得せしむべし、抑造化の神は幽に入り、顯に出でしめて、主宰の神に之を掌らしめ給ふ、則天照大御神、八百萬神之上首とまじ、皇孫尊、天益人に君とますこれなり、幽顯に亘りて、其憑る所を曉る時は、神魂歸天の理、其中に明なり、こゝにおきて危難災厄、或は不時ふいかなる事の起ることありとも、爲に疑惑を

生と、正理に悖ることあるべからず、死生の理にをきて、疑貳を容るゝことあく、人生泰山の安きが如し、幽顯ふ亘りて、其本分を盡すを得べし、天理の天理たるものには、至善至美にして、入り易く行ひ易く、國家に益あり、民に害なきこと、かくの如し、仰くべし尊むべし。

明治十七年十月一日出版

明治廿六年九月二十一日改題再版印刷

同 年十月十五日發行

著作者

藤井稜威

山口縣熊毛郡上關村大字長島  
第八百十九番地

發行者

神宮教々校

東京市麹町區有樂町三丁目二  
番地

久米雄

本郷區四片町十番地

武田文八

東京市芝區愛宕下町二丁目二  
番地

印刷所

忠愛社

東京市京橋區八宮町十九番地

